第３章　史跡上田城跡保存管理計画

第 1 節　計画策定の基本方針

1　基本方針

史跡上田城跡は千曲川が形成した台地上にあり、天然の要害である尼ヶ淵と百間堀と呼ぶ大規模な堀を巧みに配した城構えにより、二度の徳川軍との戦闘にも耐えた堅固な城です。廃城後、松平神社が核となって公園化が進み、現在では史跡全域が都市公園になっています。保存管理計画の策定にあたっては、上田城跡が市民の憩いの場として親しまれていること、そして、上田城千本桜まつり等で多くの観光客が訪れている現状を考慮する必要があります。また、史跡内の土地は大半が既に公有化されていますが、眞田神社及び上田招魂社の境内地と民有地（畑）が存在しており、宗教活動、生産活動等に配慮しながら、関係者の理解と協力を得ていく必要があります。

こうした考え方を盛り込みつつ、史跡上田城跡を適切に保存し、次の世代に継承するために、以下に示す基本方針を定めるものとします。

(1) 史跡の保存

各種調査の結果を踏まえ、史跡の本質的価値を構成する諸要素を特定し、それらを良好な状態で保存できるよう適切な方法を示します。

(2) 市民の憩いの場としての整備・活用

幕末の城郭構造を復元するという原則のもと、廃城後の歴史や都市公園としての役割にも配慮しつつ、整備・活用を進めます。また、市街地では貴重になった緑地空間の維持に配慮します。

(3) 神社等の活動に配慮した土地の公有化

史跡の保存整備を進めるうえで、土地の公有化は最も望ましい手段です。近代以降、市は上田城跡の公有化を進めており、今後も地権者の理解をいただきながら、取り組んでいきます。

現在、史跡内には神社と民有地（畑地）があり、それぞれ宗教、生産の場として市民が利用しています。長期にわたる史跡の保存整備には、これらの皆さんが史跡の保護を担う一員として積極的かつ継続的に関わっていく必要があります。そのためには、現状の宗教、生産活動にも配慮し、協力と支援を取り付けていく姿勢で臨みます。

(4) 保存管理体制の整備

将来にわたって継続的な保存管理を行うために、運営の方法及びそれらを進めるうえで必要な体制を整備します。

2　計画の内容

以上のような考え方を踏まえ、史跡を適切に保存・活用していくために、次の各項について整理しました。

(1) 史跡の構成要素の概念整理（第 3 章第 2 節）

史跡を構成する諸要素を抽出し、史跡の価値及び保存・活用における重要度から、近世上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、「近代の公園等形成に関する諸要素」、「現代の公園利用に関する諸要素」に大別して整理します。

(2) 保存管理の内容（第 3 章第 3 節）

史跡の保存管理で必要な、維持管理、防犯、復旧等について、史跡の管理者として行う行為について、具体的な内容を示します。

(3) 保存管理の方法（第 3 章第 4 節）

(1) で抽出した諸要素ごとに、適切な保存管理の方法を定めるものとします。また、指定地の状況に応じた保存管理の方法を示します。

(4) 現状変更の取扱いの方針及び基準（第 3 章第 5 節）

史跡内における各種現状変更等の行為に対しての取扱いの方針と具体的な取扱い基準を定めます。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持の措置等の範囲を明確にしておきます。また、史跡の適切な保存管理や整備活用のために必要な公有化の方針を示します。

(5) 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全（第 3 章第 6 節）

現状の史跡指定範囲が史跡の本質的価値の保存の上で適切であるかの再検討を行い、必要に応じて追加指定等の保存策を検討します。また、史跡と一体として捉えられる三の丸の環境保全の方向性や、三の丸に分布する関連遺跡の保全の方策も検討します。

(6) 整備・活用の基本方針と方法（第 3 章第 7 節）

史跡上田城跡の本質的価値の保存・維持を前提として、そのために必要な復旧や価値の顕在化のための整備・活用策について基本的な考え方を示します。

(7) 保存管理及び整備活用の体制（第 3 章第 8 節）

史跡が将来にわたって保存・活用されていくために、管理体制を明確にする必要があります。

第 2 節　史跡及び周辺環境を構成する諸要素

1　史跡及び周辺環境を構成する諸要素の区分

保存管理の方法と現状変更の取扱い基準を規定するために、史跡及び周辺環境の構成要素を抽出し、さらにこれらの諸要素を史跡の価値及び保存・活用の際の重要度から、近世の上田城の城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と、「本質的価値以外の価値を構成する諸要素」に大別しました。前者には城郭に関する地形や建造物、地下遺構、景観等が該当します。後者は「近代の公園等形成に関する諸要素」、「現代の公園利用に関する諸要素」として更に区分しています。

2　本質的価値を構成する諸要素（第 9 表）

〈城郭遺構（本丸）〉

(1) 隅櫓（西櫓・南櫓・北櫓）

『上田城郭其外請取之件』長野県行政文書（明治 6 年）から、払下げの際には本丸に 7 棟の櫓があったことが分かります。現在、東西虎口には隅櫓が 3 棟所在しますが、西虎口の西櫓は唯一解体等を免れ、仙石忠政が復興した姿を留めていますが、北櫓・南櫓は城外に移築・使用されていたものを、昭和 17 年から 24 年にかけて東虎口の櫓台に復旧したものです。構造は桁行 5 間、梁間 4 間の二重櫓で、松と栂を主用材としています。また、外壁は下見板張りで一部を白漆喰の塗籠とし、屋根は入母屋造で本瓦葺きとしています。3 棟は昭和 34 年に長野県宝の指定を受け、昭和 56 年 10 月から昭和 62 年 12 月にかけて屋根の葺き替えや壁の塗り替えをはじめ、改変箇所の修復等を行う等「昭和の大修理」を実施しています。また、失われた 4 棟の櫓のうち、明治期に櫓台石垣を失っている西虎口の 1 棟を除いて、櫓の基礎遺構が発掘調査で検出されています。

第９表　史跡の構成要素

史跡の構成要素	本質的価値	城郭遺構	本丸	西櫓、北櫓（移築復元）、南櫓（移築復元）、東虎口櫓門（復元）、
				西櫓台石垣、北櫓台石垣、南櫓台石垣、
				東虎口石垣（2箇所）、東虎口土橋石垣（2箇所）、
				西虎口石垣（1箇所）、西虎口土橋石垣（1箇所）、土橋下の暗渠排水、
				だんご山石垣（一部）、
				土塁、堀、真田井戸、
				櫓台石垣跡（1箇所）、櫓礎石（3箇所）、西虎口櫓門礎石、土塀跡
			二の丸	北虎口石垣（復元）、北虎口土橋石垣（2箇所）、
				東虎口石垣（1箇所）、
				土塁、堀跡、櫓台（北西隅1箇所）、
				北虎口櫓門礎石、西虎口櫓門礎石、西虎口石垣跡、郭塀台石垣跡
			尼ヶ淵	南櫓下下段石垣、南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下下段石垣、
				眞田神社下石垣（一部）、堀尻石垣（東側）、
				尼ヶ淵崖面
	本質的価値以外の価値	近代の公園等形成に関する諸要素	本丸	眞田神社（松平神社、上田神社）、石碑
				西櫓台東側石段、西櫓台西側石垣、南櫓台石垣西側石段石垣、
				二の丸東虎口石垣（一部）、だんご山石垣（一部）
				石碑
			二の丸	招魂社、
				上田温泉電軌⑭東北線軌道敷跡地、公会堂下駅跡地、二の丸橋、
				上田監獄支署の石垣、上田町外二ヶ村組合伝染病院跡、
				市営テニスコート
				耕作地（民有地）、桜の植栽、桑畑
			尼ヶ淵	南櫓下中段石垣（一部）、西櫓下中段石垣（一部）、
				眞田神社下石垣（一部）、堀尻石垣（西側）、
				桑畑
		現代の公園利用に関する諸要素	本丸	消火栓（放水銃）及び貯水槽、ライトアップ施設、
				ライフライン（電気・上下水道）
				市立博物館、北櫓、南櫓、東虎口櫓門　※展示公開施設として
				南櫓台東側法面石垣、北櫓台東側法面石積、
			二の丸	市民会館及び駐車場、市営テニスコート、市営プール、児童遊園地、
				市立山本鼎記念館、市営動物園、ライフライン（電気・上水道）、
				史跡の保存管理活用のために設置した表示板等、
				公園・便益施設（表示板、照明灯、遊歩道、階段、トイレ、ベンチ、水呑み等）
				ライトアップ施設、愛の鐘鉄塔、ラジオ塔
				石碑、胸像

〈写真図版 4〉史跡の本質的価値（本丸）

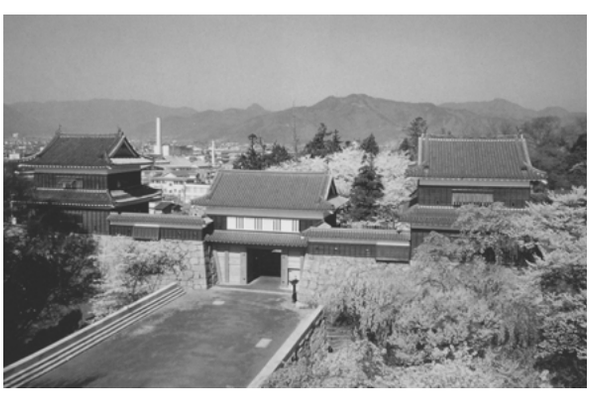

① 東虎口櫓門と北櫓・南櫓

② 西櫓

③ 隅櫓跡

④ 西虎口櫓台跡

⑤ 西虎口櫓門礎石

⑥ 北櫓脇の石垣

⑦ 堀

⑧ 堀尻石垣

⑨ 上の台と下の段を区切る石垣

⑩ 上の台

⑪ 土塁

⑫ 井戸

〈略年表〉

寛永３年（1626）　仙石忠政が幕府の許可を得て上田城の修築を開始する。

弘化５年（1848）　前年の善光寺地震で破損した２棟の櫓（どの櫓かは不明）の修築が終わる。

明治６年４月　　上田城跡の払下げの手続きが始まる。

明治８年９月　　本丸隅櫓７棟と櫓門２棟の払下げが許可される。(「還禄士族授産払下進達留」長野県行政文書)。これ以降、明治 12 年３月までに、西櫓を除いた本丸の城郭建造物は全て解体または移転される。上田遊郭に移された２棟の櫓は明治 11 年の後半に移転された可能性が高い。

昭和３年　　西櫓の屋根、壁、木部等の修理を実施する。

昭和４年　　西櫓を徴古館として使用を開始する。

昭和 19 年　　上田遊郭にあった２棟の櫓を本丸東虎口に移転復旧する工事に着手する。

昭和 24 年　　南櫓・北櫓の移転復旧工事が完了する。

昭和 25 年４月　　南櫓が上田市立博物館となる。

昭和 34 年 11 月　３棟の櫓が長野県宝に指定される。

昭和 42 年　　南櫓、北櫓屋根の葺き替え、壁の修理を実施する。

昭和 56 年 10 月　３棟の櫓の屋根の葺き替え、壁の修理等工事に着手する（〜昭和 62 年)。

(2) 櫓門（東虎口櫓門）

上記史料から、払下げの際には東西虎口に１棟ずつ、計２棟の櫓門があったことが分かっています。２棟とも発掘調査で礎石あるいはその痕跡が検出されています。現在、東虎口にある櫓門は古写真等を根拠に平成５年度に復元したものです。

(3) 石垣（櫓台石垣・虎口及び土橋石垣・だんご山西端石垣）

現在、東西虎口に３基の櫓台石垣が残っています。明治 12 年３月に丸山平八郎直義（まるやまへいはちろうちょくぎ（なおよし））氏が松平神社に土地を寄付した際の『締約書』からは、当時、櫓１棟と櫓台石垣４基が東西の虎口に所在したことが分かります。このうち、現在は西虎口の櫓台石垣１基が解体されて残っていません。これは丸山氏が自宅の石垣の材料とするために明治 12 年以降に解体・搬出したものと推定されます。なお、丸山家の石垣の一部には明治 15 年に完成したという刻印があり、その後も明治 20 年代にかけて順次石材を解体・搬出し、石垣を積んだことが分かります。

主な石材は緑色凝灰岩（グリーンタフ）で、上田城跡北方の虚空蔵山系から採取したものと推定され、石切場と推定される場所も確認しています。櫓台石垣は修復等が行われたものもありますが、仙石忠政が復興した際の姿をある程度留めている石垣と考えられます。

東西虎口には土橋の石垣が残っています。このうち、西虎口の土橋の石垣下部には堀水を通すための暗渠が設けられていましたが、安定的に排水が出来なくなっていたことから、平成３年に堀を浚せつした際に新たに排水路を設置しました。

本丸は大きな段差により北側と南側に二分され、北側を「上の台」南側を「下の段」と呼んでいたことが絵図等から知られています。その境界には石垣が築かれ、高さは６尺（1.8 m）程あったことが絵図等から判明しています。西側の石垣は緑色凝灰岩を用いた古様の石垣です。

なお、「上の台」を「だんご山」と呼ぶことがありますが、以前本丸にあっただんご屋に由来するようです。

(4) 井戸

本丸の南西、西櫓へ続く石段の手前に、「真田井戸」と呼ばれる城内で唯一残っている井戸があります。直径は２m余で深さは 16.5 m程あります。元禄年間に作成された絵図にも記されており、本丸に藩主屋形が置かれなかったとはいえ、水の手として重要視されていたことが分かります。井戸底から木製釣瓶（つるべ）が発見されるなど、使用されていた当時の遺物も出土しています。

この井戸には抜け穴があり、昌幸の頃に太郎山の砦（とりで）に通じていたとする伝説から真田井戸という名が付いたといわれています。

(5) 堀と土塁（土居）

真田時代の本丸堀は「元和年間上田城図」に「ウメホリ」の注記がされ、徳川方によって埋め立てられた状況を伝えていますが、仙石忠政は旧状を大きく変えることなく、土砂を掘り出して堀を復興したと考えられています。本丸の東・北・西側に接する部分は人工的に掘割りをしたもので、南側の尼ヶ淵は自然の要害になっています。忠政の普請計画には堀の幅は 15 間（約 27 m）とあります。

土塁（土居）は本丸の四方を囲み、北東の鬼門の方角を隅欠としています。土塁上には土塀が存在したことが、絵図や発掘調査から判明しています。

(6) 地下遺構（侍番所、水路の遺構等）

仙石氏と松平氏在城の頃には、本丸には櫓７棟と櫓門２棟が存在したことが史料から判明していますが、天守や御殿が存在したという記録はありません。ただし、本丸の中央に「侍番所」と記された構造物が描かれている絵図があり注目されます。そのほかの建造物が所在したという記録は現在のところ確認していません。

ただし、本丸の発掘調査の際には、櫓や土塀･土塁を除いた近世の遺構はほとんど検出されず、「侍番所」の遺構も検出されませんでした。一方、古文書や絵図では知られていなかった水路遺構が検出され、出土した瓦から仙石氏の頃のものと時期決定がされました。このように、地下遺構の存在についてはまだまだ不明な点も多いといえます。特に真田氏在城の頃の縄張りや遺構に関する史料はほとんど知られていません。しかし、本丸堀の発掘調査では、真田氏時代の瓦が大量に出土したことから、当時、本丸に屋根瓦を用いた建造物が存在したことをうかがわせます。

〈城郭遺構（二の丸）〉

(1) 石垣（東及び北、西虎口）

現在、東虎口及び北虎口に石垣が残っています。主な石材は安山岩と緑色凝灰岩です。西虎口の石垣は失われてしまいましたが、基礎の根石列が発掘調査で確認されています。

東虎口には蔀塀台石垣１基と櫓台石垣１基がありますが近代に改修されています。上田監獄所が二の丸に造られた際には東虎口は正門となり、これらの石垣の上に塀が作られました。本来は２基あった蔀塀台石垣ですが、１基は解体され現在は見ることができません。ただ、基礎の一部が試掘調査の折に確認されており、正確な位置や規模が判明する可能性があります。なお、東虎口の土橋は昭和２年にコンクリート製の二の丸橋として改築されました。

北虎口の蔀塀台石垣２基は平成２～５年に復元整備したものですが、北側の石垣の西端は築造当初のものです。北虎口土橋の両側面には石垣が積まれています。堀が埋め立てられて土橋の東側は見ることができませんが、西側は陸上競技場につながる通路に沿って良好に保存されています。この石垣に付属する石樋は、元禄 15 年（1702）に木樋から変えたという記録があります。

〈写真図版 5〉史跡の本質的価値（二の丸）

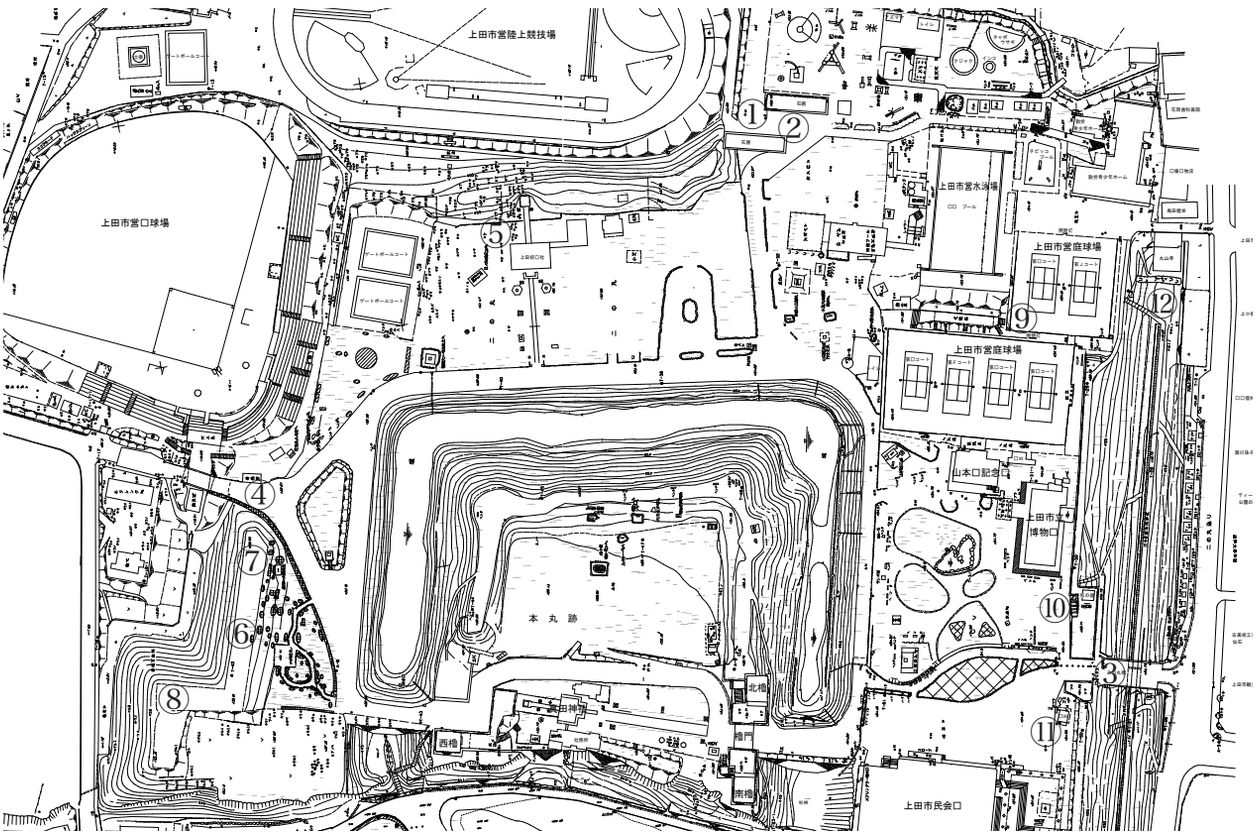

① 北虎口

② 北虎口の礎石

③ 東虎口

④ 西虎口

⑤ 北辺土塁

⑥ 西辺土塁

⑦ 西辺土塁（西虎口付近）

⑧ 西南隅の櫓台跡

⑨ 東北隅の土塁跡

⑩ 東辺土塁（虎口北側）

⑪ 東辺土塁跡（虎口南側）

⑫ 堀

(2) 櫓門礎石（北虎口及び西虎口）

二の丸の虎口は東・北・西虎口の３か所がありましたが、東虎口を除いて櫓門の礎石が発掘調査で確認されています。礎石が発見されたことから、上田城復興に着手した仙石忠政は櫓門を建造する計画で事業を進めたものの、忠政の病死により二の丸の櫓門は未完成に終わりました。

(3) 堀跡、櫓台、土塁（土居）

二の丸の堀跡は、東側は昭和２年に上田温泉電軌㈱北東線の軌道敷となり、昭和 47 年に廃止になるまで使用されました。二の丸橋の南側には公会堂下駅が設けられ、後に公園前駅と改称されました。駅舎跡地にはコンクリート製のプラットホームが残っており、二の丸橋と合わせて当時の面影を残しています。また、消防署の西側には大手北駅が設けられていましたが、現在は面影がありません。こうした近代構造物は史跡の本質的価値とはいえないものですが、一方で上田市の近代化の歴史を表現する重要な文化財でもあります。史跡内に所在するこうした歴史的構造物については別項に取り扱いの基準を設けました。

北側の堀は土塁を崩した土砂で埋め立てられ、児童遊園地となっています。城郭遺構の保護が重視されていなかった時代のこととはいえ、二度とくりかえしてはならない行為です。今後は施設の移転に合わせて原状回復を図っていくこととします。

二の丸の虎口には東西に各１か所、土塁には６か所に櫓台が設けられましたが、このうち遺構が保存されているのは東虎口の１か所、土塁上の２か所のみです。忠政が病死したため二の丸には櫓は建てられなかったのですが、櫓門同様、櫓も構築する予定だったことがうかがえます。また、現在では失われてしまった土塁もあり、こうした遺構の修復は土地の公有化や公共施設の移転後に随時実施していくものとします。

(4) 地下遺構（穀蔵、煙硝蔵等）

二の丸の発掘調査は、整備事業に向けて継続的に行っていく予定です。仙石氏在城以降の絵図には二の丸東虎口周辺に穀蔵が４棟（後に６棟）、二の丸西南部に煙硝蔵（えんしょうぐら）１棟が描かれています。これらの遺構については発掘調査で精査を行い、その所在を確認する必要があります。また、一部の絵図には、武者溜（むしゃだま）りの東南隅に鎮守（ちんじゅ）社、武者溜りの石垣の間に門が描かれているものもあり、遺構が検出される可能性もあります。我々が把握していない遺構が残っている可能性は十分にあり、今後の調査に期待されます。

〈城郭遺構（尼ヶ淵）〉

尼ヶ淵は本丸・二の丸の堀を兼ねているものと解釈できるため、ここで、上記①、②とは別に要素を抽出します。

(1) 石垣（南櫓下、眞田神社下、西櫓下、本丸堀尻石垣）

尼ヶ淵には時期によって千曲川の本流や分流が流れていたことや、崖面が脆（もろ）く崩れやすい性質だったことから、築城以来崖の保護対策が講じられてきました。特に本丸に面した部分が重視され、洪水による崖面のオーバーハングや雨水による浸食を未然に防ごうとしました。そのため、南櫓下、西櫓下とも下段には享保の洪水後に設置された大規模な石垣があります。また、眞田神社下は近世以降、数度にわたって石垣を積んだことが目地（めじ）から分かります。

仙石忠政の嫡男（ちゃくなん）・政俊が幕府に提出した「正保絵図」は、本丸堀は東西虎口の土橋より南側の部分を空堀と記しています。このことから比較的早い時期には（あるいは当初から）空堀となっていたこ

とが分かりますが、東虎口側の堀尻石垣には排水口（オーバーフロー式）があり、水を入れた、あるいは入れる意図があったことがうかがえます。西虎口側の堀尻石垣は解体されて一部しか残っていませんが、東虎口と同様の形態だった可能性があります。

(2) 崖面

上田泥流層の黄色い崖面は、史跡上田城跡の景観を特徴づける重要な要素と考えることができます。特に石垣が積まれていない二の丸の崖面は、尼ヶ淵から史跡を見上げた際に自然の要害を体感できる史跡の本質的価値と位置づけられます。

(3) 地下遺構

尼ヶ淵の千曲川の流路は常に一定ではなく、洪水のたびに流路が変わっていたようです。そのため、地下遺構の存在は可能性が低いと思われますが、洪水対策と推定される施設が所在したことをうかがわせる史料があります。

3　本質的価値以外の価値を構成する諸要素（第 9 表）

「本質的価値を構成する諸要素」以外の要素をここに一括します。換言すれば「廃城後の上田城跡の利用に関する諸要素」ともいえるでしょう。これらの諸要素を、社会の大きな転換点となった昭和 20 年の終戦を区切りとして二つに大別しました。廃城後に市民の憩いの場である「上田公園」として変容していく過程で形成された遺構等を「近代の公園等形成に関する諸要素」とし、それ以外を「現代の利用に関する諸要素」としました。

〈近代の公園等形成に関する諸要素〉

明治 4 年（1871）の廃藩後、上田城跡には陸軍東京鎮台第二分営が置かれますが、明治 6 年には廃止されます。城跡一帯の管理を引き継いだ長野県は、還禄士族の授産を目的として本丸と二の丸の土地、建物等を彼らに払い下げました。しかし、明治 8 〜 10 年頃には払下げを受けた還禄士族の一部に、土地や建物を返上したいと県に対して申し出る者が現れます。こうした状況は上田城跡に限らず県内の他の城郭でも同様にみられます。

上田城跡の関係では、明治 10 年 6 月 25 日の日付が残る返上願いが保管されています（長野県行政文書）。本丸と櫓の払下げを受けた還禄士族からの返上願いは現状では確認されていませんが、明治 12 年に本丸の土地を丸山平八郎直義が松平神社建設のために寄付をしていることから、この頃までには本丸一帯を丸山家が入手していたことが分かります。丸山氏は当時の常盤城（ときわぎ）村に住み材木商や蚕種（さんしゅ）・生糸商を営んでいました。「平八郎」の名は代々世襲（せしゅう）されました。

丸山氏の篤志（とくし）により、松平神社が本丸南側（下の段）に建設され、明治 28 年には北側（上の台）も神社付属の公園用地として丸山氏から寄付されました。明治末期の史料に本丸が「上田公園」と呼ばれていたことを示すものがあり、梅や桜が咲く頃を中心に大勢の人で賑わっていたようです。大正 14 年には本丸は神社境内を除いて市に寄付されました。丸山氏はまた、唯一解体されずに残っていた西櫓を最後の藩主・松平忠礼氏に献上しました。その結果、松平家の藩政史料の多く（松平神社文書）がこの櫓に保管され現存することになりました。現在の上田城跡公園の礎は丸山氏の功績により形成されたことを銘記すべきでしょう。

二の丸の公園化は昭和初期から加速します。市公会堂、児童遊園地、動物園、テニスコート等の体育施設が相次いで作られ、市民の憩いの場としての役割を果たしていくことになります。また、二の丸堀の一部は上田温泉電軌㈱東北線の軌道敷となり、公園利用者のために駅舎と線路をまたぐ二の丸

〈写真図版 6〉近代の公園等形成に関する諸要素（本丸）

① 眞田神社

② 上田藩戊辰役従軍紀念碑

③ 近代の石垣

④ 故渡邉平和君殉職記念碑

⑤ 遺構表示板

⑥ あずまや

⑦ 消火栓（貯水タンク）

⑧ 消火栓（放水銃）と転落防止柵

⑨ 神社境内との境界柵

⑩ 史跡の標柱

⑪ 外灯と案内板

⑫ 植栽樹木

〈写真図版 7〉近代の公園等形成に関する諸要素（二の丸）

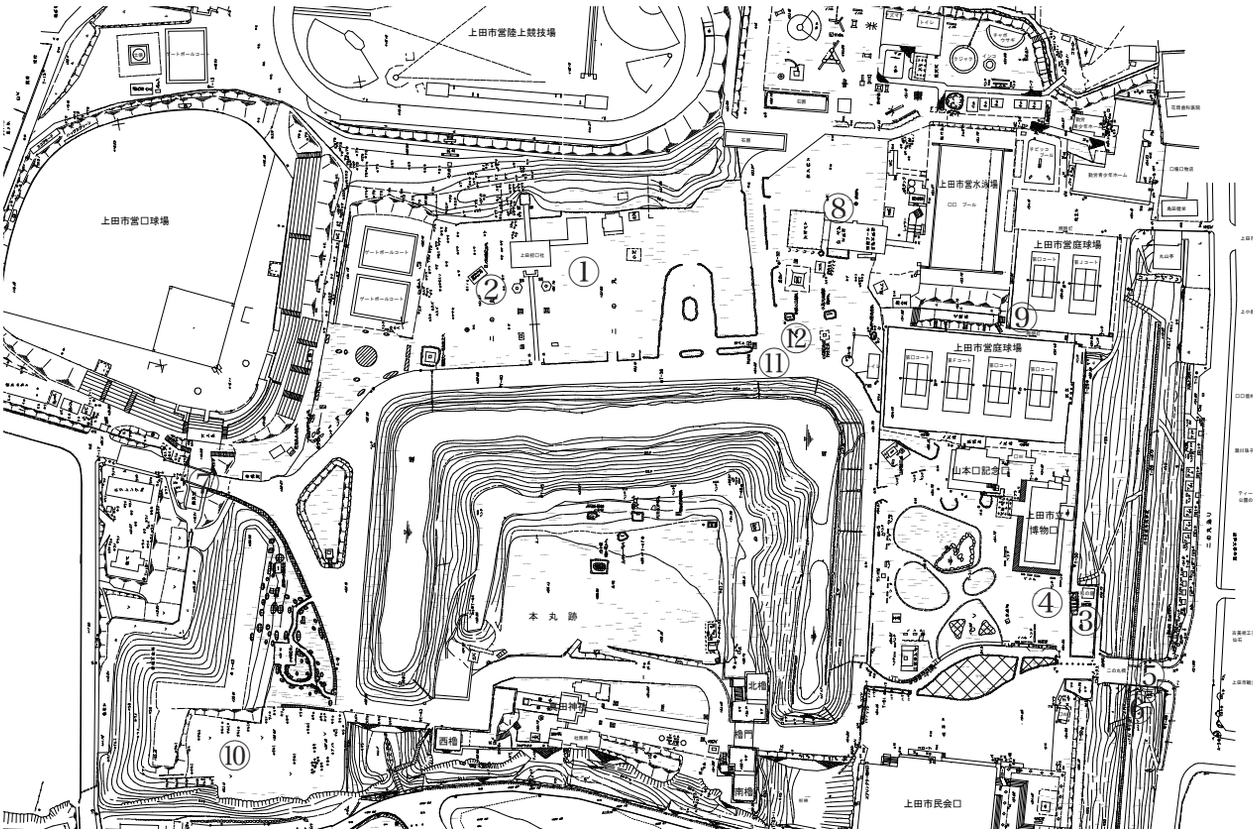

① 招魂社

② 日露戦没記念碑

③ 平和の鐘（旧時の鐘）

④ 石垣

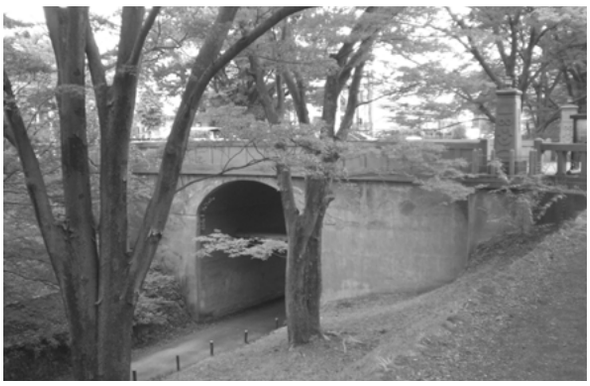

⑤ 二の丸橋

⑥ 鉄道駅舎跡

⑦ 小泉橋

⑧ 旧伝染病院事務棟

⑨ 市営テニスコート

⑩ 民有地

⑪ 植栽（ソメイヨシノ）

⑫ 贈従五位赤松小三郎君之碑

〈写真図版 8〉現代の公園利用に関する諸要素（二の丸）

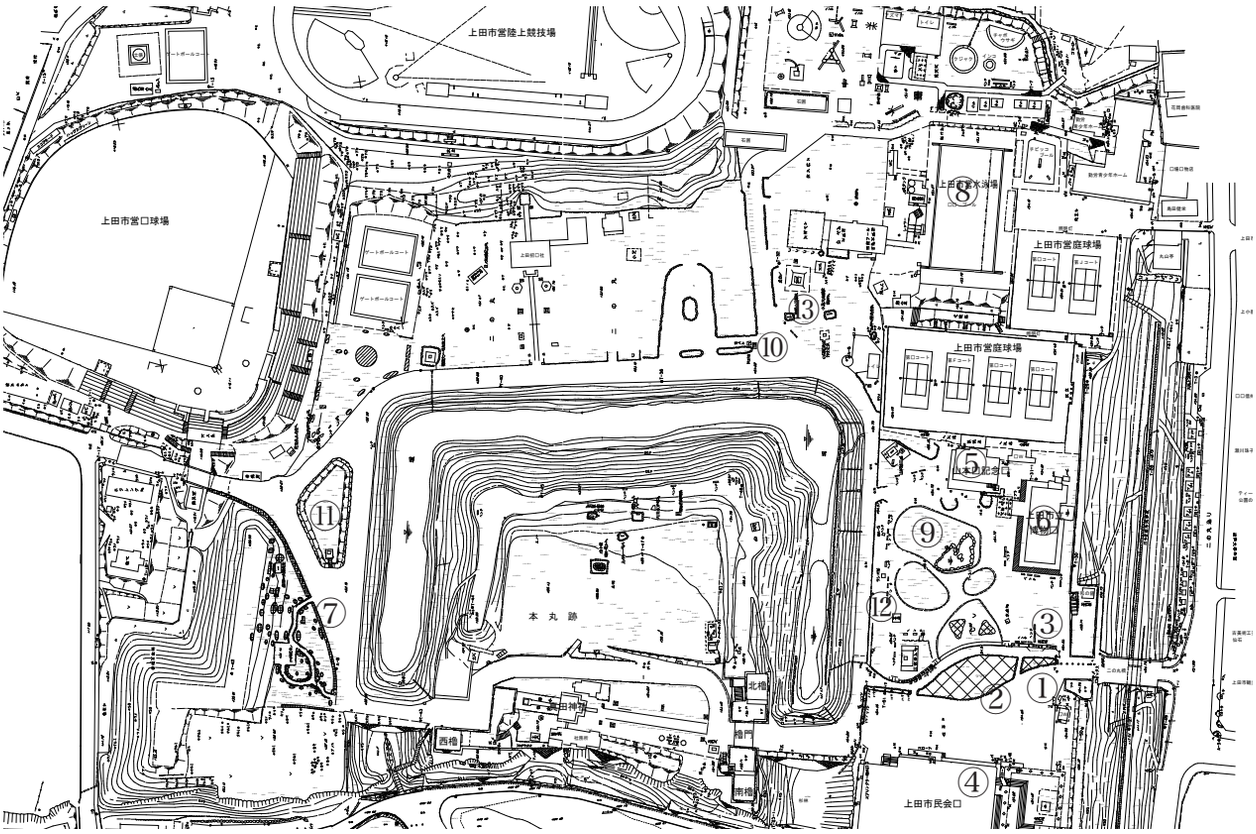

① 公衆トイレと電話ボックス

② 大阪城友好城郭提携記念碑

③ 案内板

④ 市民会館と駐車場

⑤ 市立山本鼎記念館

⑥ 市立博物館

⑦ 信州の花木園

⑧ 市民プール

⑨ 庭園

⑩ 水飲み場

⑪ 勝俣栄吉郎市長胸像

⑫ 信越放送ラジオ塔

⑬ 愛の鐘鉄塔

橋が建設されました。

これらは上田城跡の城郭構造とは直接関係するものではありませんが、近代以降の上田城跡の変遷及び公園の形成過程を物語る要素として注目されます。

(1) 神社（眞田神社、招魂社）

ア　眞田神社（松平神社・上田神社）

眞田神社は、明治 12 年（1879）に建立された松平神社がその前身で、昭和 28 年（1953）に上田神社、昭和 38 年に眞田神社と改称しています。現在は真田氏、仙石氏、松平氏の歴代城主を祀（まつ）っています。

〈略年表〉

明治 8 年 9 月	本丸の土地・建物等の払下げが裁下され、河合曽左衛門ほか還禄士族に払下げが決まる。
（～明治 11 年 5 月）	この頃までに丸山平八郎直養（ちょくよう（なおよし））または平八郎直義が本丸の土地・建物等を購入したものと推定されるが、購入先、金額、年月日等は不明である。
明治 12 年 3 月	丸山平八郎直義が松平神社に本丸南側（下の段）の土地を寄付する。
明治 12 年 8 月	松平神社創立が許可される。直義が寄付した本丸南側（上田町上田第 6297・6298・6299・6311・6312・6313 イ号／面積宅地 8 反 6 畝 75 歩 8 合 5 勺、地価金 210 円 75 銭、相当代価 1,572 円 70 銭）を社地とする。
明治 13 年	本丸内を松平神社附属の遊園地として保存しようとの声があがる。
明治 18 年 9 月	直義が、本丸を遊園地として城跡の保存を図るべく、先に植物園を計画した発起者及び賛成者に異議を問い合わす依頼を戸長役場にする。
明治　年	直義が所有していた本丸の残りの土地を寄付する（上田町上田 6302・6308・6322・6296 番／面積畑 1 町 1 反 7 畝 37 歩、地価金 100 円 12 銭、相当代価 1418 円 80 銭）。
明治 22 年 3 月	旧藩主松平忠礼が松平神社内の櫓（西櫓）と敷地の取得を希望し、直義がこれを承諾し忠礼に献上する。以後、西櫓には松平家の記録・什物（じゅうぶつ）が保管される。
明治 29 年頃	「改修委員会」の尽力により、有志者の寄附金が集まり、植樹なども盛んに行われ、本丸が公園地の体裁を備えるにいたる。本丸内は明治 40 年頃には既に「上田公園 」と呼ばれていた。
昭和 28 年	真田氏と仙石氏を合祀（ごうし）して松平神社が上田神社と改称する。
昭和 38 年	上田神社が眞田神社と改称する。

イ　上田招魂社

明治 2 年 5 月 10 日に、上田藩の主催で戊辰（北越）戦没者の招魂慰霊の祭典が小泉曲輪操練場で挙行されました。翌 3 年に三の丸の藩庁（旧藩主屋形）表門前の広場に操練場を移転した際に、その北側に社殿を建てて英霊を奉祀したのが上田招魂社のはじまりです。その後、社殿は旧城内に移転します。なお、本丸内に招魂社があった当時に境内に建てられた日清戦争戦勝記念碑は、太平洋戦争敗戦時に破砕・撤去されたそうです。

〈略年表〉

明治 11 年 9 月	二の丸の三十間堀の北に遷座する。

明治 14 年 6 月　　本丸の西北隅に遷座する。
明治 36 年 4 月　　社殿の東側に戊辰役（ぼしんのえき）上田蕃従軍記念碑を建立する。
大正 12 年 4 月　　二の丸北部に遷座する（現在の場所）。
昭和　年　　二の丸・武者溜りにあった日露戦役忠魂碑を現社殿の西側に移転する。
昭和 14 年 4 月　　内務省令により「上田護国神社」と改称する。
昭和 20 年　　ＧＨＱが全国の護国神社を軍国主義施設としたことから上田招魂社に復称する。

(2) 公共施設（上田市公会堂、上田監獄支署、伝染病院等）

二の丸には明治 18 年（1885）に上田監獄支署、大正 12 年（1923）に上田市公会堂が設けられるなど、公共施設が相次いで建設されました。昭和 2 年（1927）には陸上競技場と野球場が二の丸百間堀の地形を利用して造られ、昭和 3 年に監獄が城外に移転すると二の丸の公園化が進みます。監獄跡は遊園地・テニスコートとなります。監獄の門があった東虎口石垣の一部に当時の改変の痕跡が見られます。

また、二の丸北虎口周辺に所在した伝染病院は、当初は上田町外二ヶ村組合立で設置され、廃止後の建物は上田市健康センターとして利用されました。現在、建物は市民プールの事務所・更衣室、公園管理事務所の施設として利用しています。

ア　上田監獄署

近代以降、上田町に初めて監獄が設置されたのは明治 10 年（1877）9 月のことで、佐久郡役所御影局から長野県監獄を上田町東常入字土井尻に移し、上田監獄所と改称したものです。その後、監獄が二の丸東虎口北側に移転し、城外に再び移転します。

なお、二の丸の監獄敷地は、それ以前は畑地だったことが古写真から分かっています。

〈略年表〉

明治 12 年　　上田監獄署と改称
明治 16 年　　長野監獄本署上田外役所と改称
明治 17 年　　土井尻は湿潤な地で受刑者の健康上問題があるとの理由で二の丸東虎口北側に監獄を移転することになる。この年に工事着工し、二の丸東虎口に専用の木造橋ができる。翌 18 年にはこの南側に公園利用者のための土橋を架設する（大正 15 年に監獄移転と鉄道軌道の新設に伴い、コンクリートアーチの二の丸橋とし南側の土橋を撤去する）。
明治 18 年 4 月　　二の丸に新築移転し、上田監獄支署と改称する。敷地は 4,169 坪余で、刑期 1 年未満の受刑者を収容した。
明治 19 年 10 月　上田監獄と改称する。
明治 23 年　　上田監獄支署に復称となる。
明治 36 年 4 月　　長野監獄上田分監と改称する。
大正 11 年　　長野刑務所上田支所と改称する。
大正 13 年　　長野刑務所上田出張所に縮小され、刑事被告人拘留刑及び 15 日未満の労役場留置者を収容した。
昭和 2 年 9 月　　刑務所の移転及び土地交換地払下申請が許可される。
昭和 3 年 3 月　　上田区裁判所西方に移転新築され、二の丸の跡地が引渡され、その一部 1,294 坪

〈写真図版 9〉古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(1)

松平神社（昭和 9 年）

招魂社（本丸上の台・明治 40 年頃）

上田監獄署（明治 28 年）

上田監獄署の塀（昭和 2 年）

児童遊園地（二の丸東虎口・昭和初年頃）

三吉米熊先生銅像移転（昭和 8 年）

上田市公会堂（大正 12 年）

公会堂 2 階大広間

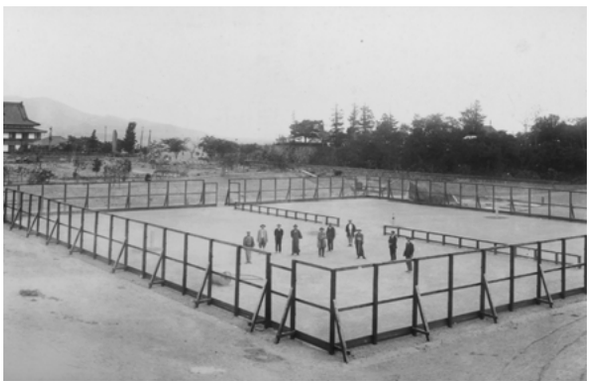

テニスコート開設（昭和 2 年）

テニスコート（昭和 11 年）

西櫓徴古館に改装（昭和 3 年）

築城 350 年祭（昭和 7 年）

徴古館開館（1 階展示室・昭和 4 年）

〈参考〉陸上競技場開設（昭和 3 年）

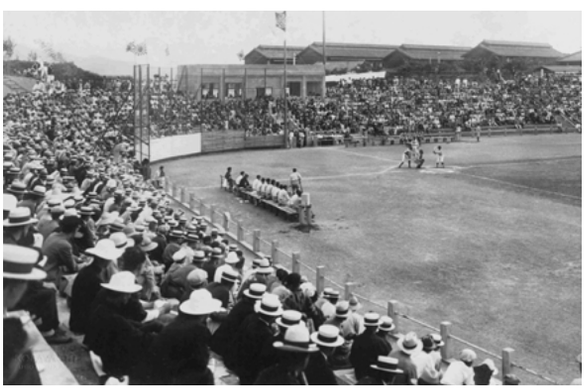

〈参考〉市営運動場開設記念試合（昭和 3 年）

〈写真図版 10〉古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(2)

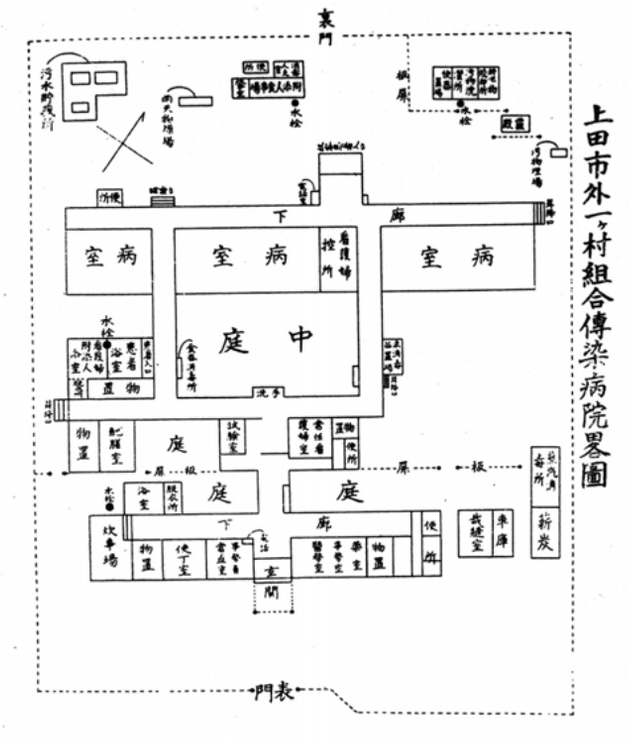

伝染病院建物配置図（『上田市史』）

発掘調査で見つかった伝染病院の
汚水貯蔵所の残骸
※北虎口石垣の東側付近で検出

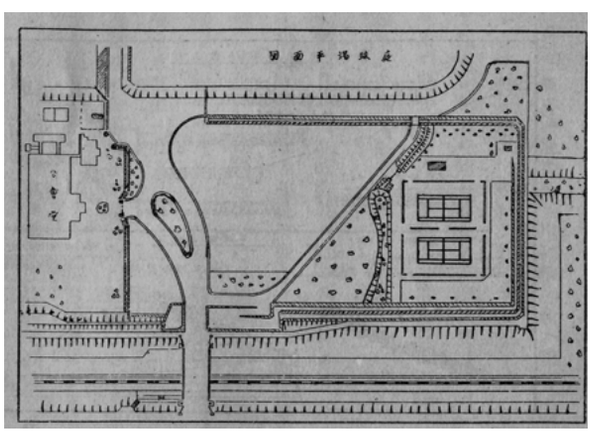

テニスコート開設時の平面図

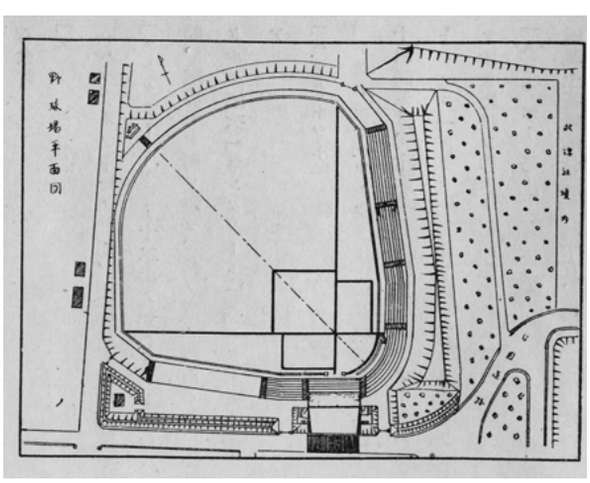

（参考）野球場開設時の平面図

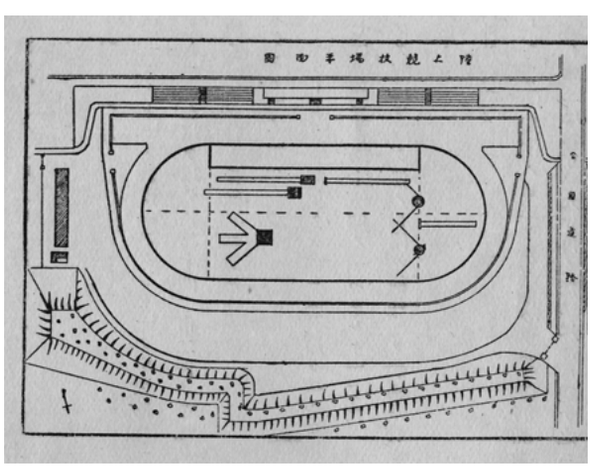

（参考）陸上競技場開設時の平面図

〈写真図版 11〉現代の公園等形成に関する記録 (1)

上田遊廓からふたつの櫓を移転（昭和 19 年）

本丸堀をスケート場に（昭和 35 年）

市民会館建設中（昭和 37 年）

二の丸北堀を埋立て児童遊園地に（昭和 37 年）

本丸西虎口周辺（昭和 37 年）

市民会館着工前（昭和 37 年）

二の丸東虎口から北虎口方面（昭和 38 年）

二の丸のクマ舎（昭和 40 年頃か）

〈写真図版 12〉現代の公園等形成に関する記録 (2)

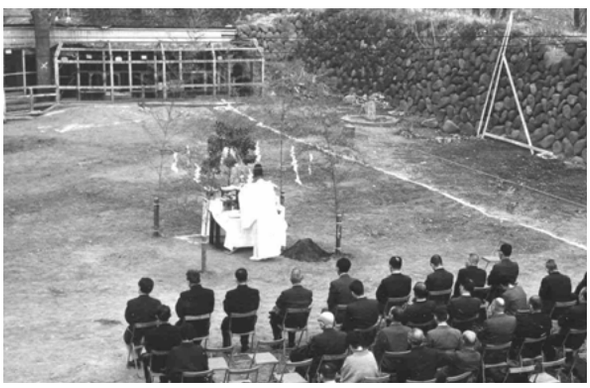

市立博物館起工式（昭和 40 年）

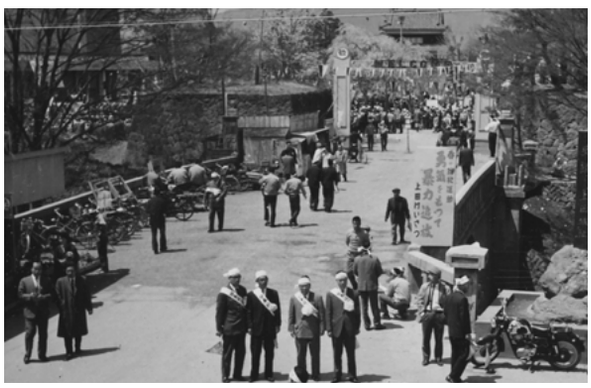

二の丸橋（昭和 40 年）

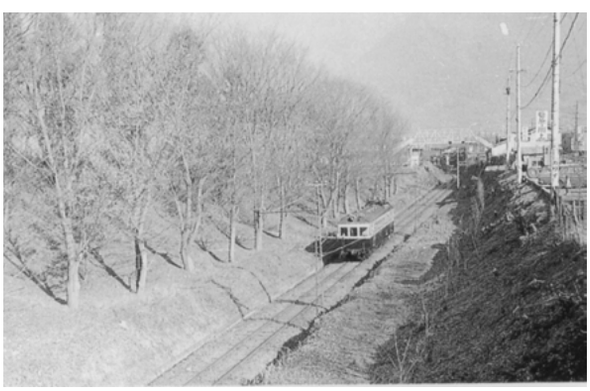

二の丸堀を通る北東線電車（昭和 40 年頃か）

本丸堀で魚釣り大会（昭和 40 年）

二の丸堀の東北隅付近（昭和 42 年）

崩壊前の南櫓下の中段石垣（昭和 42 年）

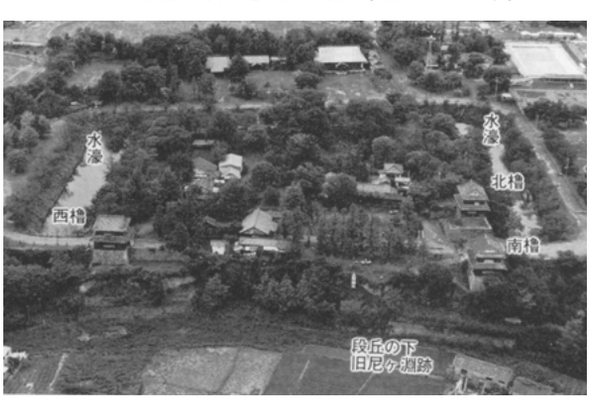

本丸（昭和 42 年）

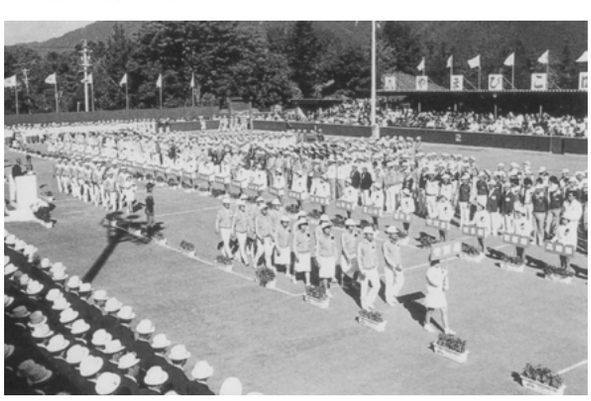

やまびこ国体のテニス会場に（昭和 53 年）

昭和 30 年頃の上田城跡とその周辺

平成 13 年の上田城跡本丸周辺（発掘調査の際に撮影）

を庭球場、1,752 坪を児童遊技場とする。

昭和 9 年　　時の鐘が大手の石垣上から二の丸橋北側に移築される。

昭和 28 年　　児童遊園地内の動物園が復活する。

昭和 37 年　　山本鼎記念館を開設する。

昭和 40 年　　市立博物館が新築される。

昭和 42 年　　児童遊園地（動物園）を二の丸北虎口東側に移転する。

イ　伝染病院

大正 6 年（1917）3 月に二の丸北虎口一帯に伝染病院（上田町外二ヶ村組合伝染病院）が完成し業務を行いました。

当時の日本はコレラの流行がたびたびあり、明治 19 年（1886）の大流行では長野県内においても多数の患者が発生しました。これを契機とし上田にも避病院（ひびょういん）が設置されました。避病院は隔離病院とも呼ばれました。当時はコレラのほかにも腸チフス、赤痢、ジフテリアなどが流行し収容患者は増加の一途をたどりました。

明治 30 年に伝染病予防法が制定されると、避病院は伝染病院という名称に統一されました。明治 45 年には上田町と塩尻村、城下村、神科村（かみしなむら）、豊殿村、神川村で、上田町外五ヶ村組合立伝染病院の設立が計画されましたが、神科村、豊殿村、神川村が相次いで脱退するなど足並みがそろわず、断念されました。

〈略年表〉

大正 4 年 1 月　　上田町と塩尻村、城下村が上田町外二ヶ村伝染病院組合を設置する。

大正 6 年 3 月　　二の丸に伝染病院（上田町外二ヶ村組合伝染病院）がしゅん工する。

大正 8 年 5 月　　上田市制施行により上田市外二ヶ村伝染病院組合と改称される。

大正 10 年 9 月　　城下村が上田市に合併し、上田市外一ヶ村伝染病院組合となる。

昭和 29 年　　二の丸の伝染病院を廃止する。

(3)　上田市公会堂／上田市民会館

上田市公会堂は市制施行後の大正 11 年（1922）に用地買収を完了し、9 月に工事着工、翌 12 年 11 月 13 日に開館しました。建設場所は二の丸の武者溜（むしゃだま）り跡です。市民から建設の要望があがり、寄付金は 112,999 円 20 銭に及びました。工事費は 132,544 円 60 銭であり、ほぼ全額を市民の寄付でまかない建築された施設です。本館は木造二階建てで、2 階には 280 畳の和洋折衷の大広間と和室が 3 室（12.5 畳 1 室、6 畳 2 室）、1 階には洋室 1 室（54 畳）、貴賓室 2 室（10 畳 1 室、12.5 畳 1 室）、和室 2 室（14 畳 1 室、17.5 畳 1 室）、事務室 1 室（15 畳）等があり、当時、建物の規模や美しさで東北信随一と評判だったそうです。

なお、当時の記録によれば、外周土塁は「東北西三方延長 83 間 5 分高平均 3 尺築立」という記載があり、公会堂建設の折に北と西の土塁は新たに築立てをし、公会堂の東側にある二の丸の土塁を現状の 3 尺の高さにした可能性があります。近世末期の絵図には土塁の高さは 1 丈 2 尺（約 4 m）とあり、現状は当時の 3 分の 1 程度の高さに改変されています。

終戦にともない、進駐軍の上田キャンプが作られると、公会堂は「アサマダンスホール」として使用されました。

昭和 35 年（1960）に公会堂を取り壊し、その 3 年後に上田市民会館がしゅん工しました。

(4) 鉄道関係施設（上田温泉電軌㈱北東線軌道敷及び駅舎、二の丸橋）

上田温電北東線が開通したのは、昭和２（1927）年のことで、まず上田－伊勢山間が開業し、翌年には伊勢山－本原間、本原－真田、本原－傍陽間が順次開業しました。二の丸堀の東部分すべてが軌道敷として利用され、営業にあたってはコンクリート製の二の丸橋、公会堂下駅（昭和 23 年から公園前駅と改称）が設置されました。当時、堀の法面を削平する工事が行われたようですが、堀底に軌道を通す工事はそれほど難航しなかったとのことです。公会堂下駅は無人駅だったものの、花見の時期やイベントの際には乗降客が多かったようです。昭和 47 年（1972）に廃線になり、レール、電柱、架線等は全て撤去されましたが、現在でも二の丸橋と駅舎プラットホームが残っています。また、廃線後に堀の法面は盛土をして景観回復を行っています。昭和 56 年に二の丸堀電車軌道敷跡地を利用してけやき並木遊歩道が完成しました。

(5) 石碑・胸像

史跡内に所在する石碑・胸像のうち、年代の判明するもので一番古いものは、明治 23 年（1890）に本丸に設置された「上野集義堂碑」（上野尚志（うえのしょうし） 教育者・郷土史研究家）です。上田城跡に戦前に設置された石碑・胸像はこのような先人顕彰を目的としたものが多数を占めますが、本丸上の台に戊辰戦争上田藩従軍記念碑、二の丸招魂社に日露戦没者慰霊碑があります（第 19 表）。

(6) 植栽（ソメイヨシノ、スギ、ケヤキ等）

明治初期の公園内の植栽については、本丸に所在した樹木は払い下げられたため、一部を除いて伐採されたものと推定されます。史跡内に所在する樹木のうち、スギなどの巨木は近世から残っているものと推定されます。

先にふれたように、明治末頃の本丸･上田公園は花の名所として既に知られていたようです。また、本丸堀周辺のソメイヨシノは古写真から昭和初期頃に植えられたものと推定されます。

スギは尼ヶ淵に面した土塁跡や二の丸に植栽されています。既に古大木となり、倒壊の危険があるものも多く、随時、伐採や枝の剪定をしています。植栽された時期は近世と推定され、明治末頃の写真に生長したスギが写っています。また、ケヤキは東北線廃止後に軌道敷の西側法面にまとまって植栽され、現在はケヤキ並木遊歩道として親しまれています。

植栽とは異なりますが、養蚕が盛んだった頃、二の丸や尼ヶ淵には桑畑が設けられましたが、もはやその面影はありません。現在、民有地となっている部分は畑として自家用作物を栽培しています。

(7) 石垣

史跡内の石垣には、廃城後に新規で設置したか、あるいは近世の石垣を改変して利用しているものを多く見ることができます。

先にふれたように、二の丸東虎口の石垣は監獄の正門を造る際に改変された痕跡が見られます。石垣の上に白壁の高い塀があったことが写真から判明しています。

西櫓周辺では、眞田神社の裏手から登る石段とその周辺の石垣は近代に設置・改変されたものであり、櫓台石垣の西下にも近代の石垣があります。これらは徴古館として西櫓が利用された当時に施工されたものと考えられます。また、かつて尼ヶ淵から段崖を登るための道があり、堀の南側にあった石垣を解体し、改変しています。

現在、南櫓の公開のために使用している石段は近代の所産です。昭和 20 年 3 月に撮影された南櫓復元工事の写真にこの石段が写っています。この工事に合わせて設置されたのかは定かではありませ

んが、戦後に南櫓を博物館として公開する以前からあった石段のようです。

本丸の上の台と下の段を区画する石垣は、一部に近世の面を残すものの近代に改変された部分が多く見られます。

〈現代の公園利用に関する諸要素〉

上田城跡は史跡面積の約 87％が公有地であることから、市立博物館等、各種の公共施設が多く所在します。これらはほとんどが史跡公園・都市公園としての管理活用に関する施設として位置づけられるものです。

(1) 公共施設

史跡内には市民会館をはじめ、山本鼎記念館、市営プールといった公共施設があります。これらは昭和 30 年前後に建設されたものです。

(2) 公園・便益施設

表示板、照明灯、トイレ、ベンチなどがこれにあたります。

(3) ライフライン（電気・上下水道）

住宅等が所在していたこともあり、上水道管は本丸東虎口を通り、上の台まで敷設されています。下水道管は二の丸の市民会館、博物館、市民プールの所在する一帯に埋設されています。電線は史跡内において一部を除き地中化されています。

(4) 史跡の保存管理活用施設（市立博物館、消火栓設備、ライトアップ施設、説明板）

市立博物館は史跡上田城跡の出土品や歴代藩主関連の文化財を展示しています。また、本丸３棟の櫓は長野県宝に指定されており、消火栓設備（櫓１棟につき放水銃２基）やライトアップ施設等を備えています。史跡に関する説明板は本丸を中心に配置しています。

(5) 石碑・胸像

先にふれた近代のものと比べて、先人顕彰のための石碑・胸像のほかに、歌碑や川柳碑がみられるようになることが特徴です。

(6) その他（愛の鐘鉄塔、ラジオ塔）

愛の鐘は、公園内の放送、昼の合図、夕方に子どもたちの帰宅を促す音楽等を流すスピーカーが付いた鉄塔の愛称です。

ラジオ塔には、信越放送のラジオ放送を流すためのスピーカーが付いていますが、現在は稼動していません。設置経過については不明な点が多いのですが、信越放送がラジオ放送を開始したのは昭和 26 年のことなので、設置はこの年以降と考えられます。

第３節 保存管理の内容

次のように、それぞれの場所や要素に応じて適切に保存管理を行うものとします。

１　維持管理

(1) 櫓、石垣、土塁、堀、地下遺構等が良好な保存状態を保っているか日常的な点検を行って確認します。万一き損が確認された場合には速やかに復旧のための措置を講ずるものとします。

(2) 史跡公園として快適な環境を維持するために、史跡内の整枝、除草等については適切に実施します。また、樹木の生長により根が石垣や土塁、地下遺構等に影響しないよう注意を払います。

(3) 地震や暴風雨等の後にはき損箇所の確認を速やかに行い、万一き損が発生した場合には、直ちに文化庁、長野県教育委員会の指示を仰ぎ、応急措置等を実施します。

2　防災及び防犯、事故防止

(1) 日頃から、適切な防災及び防犯、事故防止対策を講じます。

(2) 火災、事故、自然災害等が発生した場合に対応する管理体制を確立します。特に尼ヶ淵崖面の崩落危険箇所については日常的に巡視を行い、細心の注意を払うとともに景観に配慮した崩落防止対策を実施します。

(3) 夜間の立ち入りが可能な都市公園であるため、防犯上の観点からもライトアップや外灯による照明を行います。また、侵入盗による被害を防止するため各施設に施錠等の指導を行います。

(4) 櫓台石垣の上、堀の周囲、尼ヶ淵崖面等には景観に配慮した転落防止柵等の施設を設置します。

3　復旧

(1) 史跡の本質的価値を構成する要素にき損や劣化が認められる場合に、き損等の前の状態に戻すために行います。

(2) 復旧に際しては遺構の保存が大前提であり、旧景観を損なう施工は原則として行なわないものとします。

4　復元・整備、及びその他の現状変更

(1) 建造物や地形等の復元・整備は、十分な調査研究と整備効果を検討したうえで、文化庁、長野県教育委員会、上田市文化財保護審議会、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会等の指導のもとに行うものとします。

(2) その他の現状変更については、所有権その他財産権に考慮し、関係者等との調整を図り、必要またはやむを得ないと判断される場合には現状変更の取扱基準（第５節）に則（のっと）って行うものとします。

第４節 保存管理の方法

上田城跡の史跡指定範囲は本丸全域と二の丸の大半であり、史跡の本質的価値を構成する諸要素が数多く保存されている区域です。一方、二の丸のうち、指定範囲外となっているのは市営陸上競技場等の体育施設が所在する区域であり、ほとんどが市有地であることから施設移転後に史跡範囲の拡大を計画しています。

また、三の丸については、市役所、消防署、学校等の公共施設をはじめ、商店、住宅等が多数存在する区域です。三の丸を包括する史跡指定は、市民の生活及び経済活動を踏まえれば現実的ではありませんが、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地として登録し、城下町や三の丸堀の地下遺構の調査に積極的に取り組んでいます。

ここでは上田城の惣構え（本丸・二の丸・三の丸）の範囲について４つの地区区分を行い、それぞれ保存管理の方法を整理するとともに各地区に所在する史跡を構成する諸要素について個々の保存管理方法をまとめました。

1　地区区分と保存管理の方法

上田城の縄張りを基準に、本丸、二の丸、三の丸のブロックに区分し、二の丸については史跡指定の有無を基準に更に二の丸Ａ、Ｂと区分します。こうして設定した４地区（本丸地区、二の丸Ａ地区、

二の丸Ｂ地区、三の丸地区）についてそれぞれ保存管理の方法を提示します。

(1) 本丸地区

史跡上田城跡で最も本質的価値が顕在化している地区であり、隅櫓３棟、土塁、堀をはじめ、復元した東虎口櫓門等、城郭構造を体感できる枢要な区域です。

本丸は松平神社の建設が端緒となって最も早く公園化された場所です。しかし、近年まで飲食店等が所在するなどしたため、発掘調査の結果、地下遺構の遺存状況は良好ではありませんでした。仙石忠政の復興以降、本丸には天守や御殿はなく、櫓７棟と櫓門２棟、そして侍番所という施設が所在したのみと伝えられており、廃城の際まで大きくその姿を変えることはなかったとされています。今後はこうした廃城時の状況を適切に復元整備し、史跡の景観向上にも配慮していくものとします。そのため、新たな建造物の設置は、学術的調査等の成果を踏まえ、櫓や土塀、石垣などの復元整備に関するもの以外は原則として認めないこととします。ただし、史跡を保存管理するために必要な施設等はこの限りではありません。

また、眞田神社は史跡の保存活用に寄与している現状を踏まえ、お互いの緊密な連携のもと、共存を図っていくものとします。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア　隅櫓・土塀

・現存する隅櫓（西櫓・南櫓・北櫓）は、現状を適切に保存し、必要な修理を行います。保存のため西櫓の内部公開は行っていませんが、南櫓・北櫓は展示公開を積極的に行い、見学者が城郭構造を体感できるようにします。西櫓の内部公開は管理体制を整備したうえで実施を検討します。

・払下げの際に失われた４基の隅櫓のうち３基の遺構や土塀跡が発掘調査で検出されており、現地に保存されています。３基の隅櫓と土塀の復元整備実現に向けた調査、資料収集に取り組みます。西虎口櫓門の西側に所在した櫓は現在、櫓台石垣が解体撤去されて遺構が残っていませんが、将来の復元整備が可能となるよう資料収集に取り組みます。

イ　櫓門

・復元整備した東虎口櫓門は適切に保存しながら必要な修理を行います。南北櫓と接続していることから、両櫓とともに内部の展示公開を積極的に行います。

・失われた西虎口櫓門の遺構は平成３年度の発掘調査で検出されており、露出展示されています。今後は、上部構造の復元整備の実現に向けた調査、資料収集に取り組みます。

ウ　石垣（櫓台石垣・虎口及び土橋石垣・だんご山石垣）

・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。

・き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査や文献調査、３次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

・西虎口の復元整備は眞田神社との合意形成が必要であり、適切な時期に復元整備を検討します。

エ　井戸（真田井戸）

・地下遺構の状態は比較的良好です。現在上部に木製構造物等はありません。また、経年変化により地上の石積みにズレが生じています。き損もしくはその危険が生じた場合には文献調査等の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

オ　堀と土塁（土居）

・堀は将来にわたって水面を保持していくこととします。水深は正保絵図に記される２間（約 3.6 m）とするのが理想ですが、城が営まれていた当時と水源が異なる（現在は雨水や地下水を使用）ことや公園利用者の安全確保上の問題から、現状の 50cm 程度を維持します。なお、自然環境の変化により水が確保できなくなった場合にはこの限りではありません。

・堀の水質向上のために、堀底の堆積物についてはしゅんせつ等の適切な管理を実施します。ただし、水質浄化については、堀本来の機能を考慮し、水が極端に透明となるような浄化は行わないものとします。

・堀の法面の崩落が著しい箇所には植生シート等による保護を検討します。また、堀水による法面下部の浸食が著しい箇所には遺構の保存と景観上の観点から措置を検討し、防止対策を講じることとします。

・土塁が良好に保存されている場合は現状を適切に保存します。

・土塁がき損している箇所については復元整備を実施します。また、隅櫓等の建造物を土塁上に復元整備する際には発掘調査等の成果を反映させ、土塁の整備を実施します。

(2) 二の丸Ａ地区

二の丸のうち史跡指定がされている範囲をＡ地区とします。北・東・西虎口や、市民会館が所在する武者溜り、博物館周辺に所在した穀蔵跡等、近世の絵図にはこれらの主要な遺構が描かれていますが現存するものはわずかです。発掘調査が行われていない区域については、今後、施設の移転等に合わせて発掘調査を実施し遺構の確認をします。そのうえで、虎口の石垣や櫓台、武者溜り、三十間堀等の復元整備を行います。

現状では、市民会館や山本鼎記念館、テニスコート等の施設が所在していますが、移転地が用意できるまでの間はこれを維持することとします。ただし、新たな建造物の建設は石垣などの復元整備に関するもの以外は原則として認めません。

また、史跡の本質的価値ではありませんが、堀に残る近代鉄道の遺構については上田市の歴史遺産として保存活用していくことも検討します。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア　石垣（東及び北、西虎口）

・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。

・き損もしくはその危険が生じた石垣は、発掘調査、文献調査及び３次元レーザー測量の成果を反映させて解体修復等の措置を講じます。

イ　櫓門礎石（北虎口及び西虎口）

・発掘調査で北虎口及び西虎口の櫓門礎石が良好に検出されており現地で保存されています。ただし、仙石忠政の復興では二の丸の虎口（東及び北、西虎口）の櫓門は造られず、廃城まで存在しなかったことが史料から知られています。そのため、現在行っている遺構の露出展示をそのまま維持していくこととします。

ウ　堀、櫓台、土塁（土居）

・城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はありません、そのため、適切な時機に原状回復を行い復元整備をしていく必要があります。

・三十間堀は水の手として重要な存在だったことが史料からうかがえるため、水を湛（たた）えた状態での

復元整備も検討します。

・櫓台は８か所存在したことが知られており、現状では南西隅の１か所が良好な状態で保存されています。これについては城郭構造を体感できるよう整備をします。

・き損した櫓台は修復を行い、発掘調査や文献調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。

・良好な状態を維持している土塁は、現状を適切に保存します。

・き損した土塁は修復を行い、発掘調査や文献調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。

(3) 二の丸Ｂ地区

二の丸のうち、史跡指定がされていない範囲をＢ地区とします。市民体育館周辺の小泉曲輪や、市営陸上競技場・市営野球場が所在する百間堀・広堀、本丸南側の尼ヶ淵等を含みます。一帯は既にほとんどが市有地となっていることから、遺構の保存と活用を目指し、史跡の拡大を検討します。今後、発掘調査が行われていない区域については施設の移転後に発掘調査を実施し遺構の確認を行い、そのうえで、石垣、櫓台、堀等の復元整備を行います。現状では、体育施設等の施設が所在しており、移転用地が確保されるまでの間はこれを維持しながら使用することとします。

史跡指定までは二の丸Ａ地区の方法に準じた保存管理ができるよう、庁内各部局等の理解と協力を得ていくこととします。

〈本質的価値を構成する諸要素〉

ア　尼ヶ淵石垣（南櫓下、眞田神社下、西櫓下、本丸堀尻石垣）

・良好な状態を維持している石垣は現状を適切に保存します。

・き損もしくはその危険が生じた石垣は発掘調査や文献調査、３次元レーザー測量の成果をもとに解体修復等の措置を講じます。

イ　尼ヶ淵崖面

・将来にわたって崩落の危険性がある場合には、上田泥流層崖面の風合いを失うことのないように配慮した措置を検討したうえで、対策を実施します。

ウ　二の丸堀（百間堀、広堀）

・城が営まれていた当時の堀が良好に保存されている箇所はありません、そのため適切な時機に原状回復を行い復元整備をしていく必要があります。

・良好な状態を維持している土塁は現状を適切に保存します。

・き損した土塁は修復を行い発掘調査等の成果を反映させて修復等の措置を講じます。

(4) 三の丸地区

史跡指定範囲ではありませんが、藩主居館、作事場（さくじば）、大手門、三の丸堀といった地下遺構が点在し、武家屋敷の面影を保存する建造物もわずかに見られます。そのため、三の丸の区域については埋蔵文化財包蔵地・上田城跡（遺跡番号上田 66）として遺跡分布地図に搭載し、開発行為等に伴う発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合には適切な保護措置を講じています。ただし、近世遺構は近代のものと重複している事例が多く、建物基礎等の検出が難しいことが課題です。

三の丸地区は市街地の一部となっており、市役所や学校などの公共施設のほか、商店や住宅等が多数所在する場所であることから、開発行為の把握に努めるとともに、今後も埋蔵文化財包蔵地として

市民の理解と協力を得ながら発掘調査を実施し、遺構の状況についてデータを蓄積していくこととします。

２　本質的価値以外の価値を構成する諸要素について

これまで述べてきた価値以外にも上田城跡には多くの諸要素が存在します。ここでは、それらを一括して掲げ保存管理の方法を示します。特に、廃城後の上田公園一帯の形成過程を示す要素のうち、重要な位置づけが可能な要素については本質的価値との共存・調和を図っていきます。

(1) 日常的な維持管理

・園路等については遺構の保護に影響のない範囲で軽微な修繕等を実施します。

・柵杭の設置については遺構の保護に影響のない範囲で実施します。

・工作物については地面の掘削を伴わない軽微な修繕については適宜実施します。

・適切な樹木管理を行い遺構の保護や史跡の景観保全に取り組みます。

・花壇は軽微な盛土を行ったうえで設置するものとします。ただし、プランター等はこの限りではありません。

(2) 上田城跡公開普及施設

・市立博物館は上田城に関する展示を主体とした施設であり、当面は現状を維持します。ただし、穀蔵があったとされる場所であるため、建物更新の際には近接する史跡外の適地に移転、あるいは穀蔵を外観復元して内部を博物館とすることなどを検討します。その際には史跡のガイダンス施設としての機能を付加します。

・ライトアップ施設については現在高架式の施設を２基設置し、櫓と櫓門をライトアップしています。また、本丸堀等の周囲に地上式の機器を仮設し、櫓、石垣、土塁、樹木を照らしています。これらは夜間の史跡の活用の手段としてだけではなく、来訪者の安全性向上にも配慮しています。適切なメンテナンスを行い維持していきます。

(3) 公共施設及び都市公園関連施設

・市民会館、山本鼎記念館は史跡外に新たに建設する文化施設へ移転することが予定されており、跡地を武者溜り等として整備する計画です。

・体育施設としては、市営東テニスコート、市営プール（ちびっこプールを含む）を移転対象施設と位置づけています。また、史跡地拡大を想定している範囲には、市営陸上競技場、市営野球場、市民体育館、市営西テニスコート、市営弓道場、市営ボクシング場が所在します。これらは住民や中学・高校の生徒等が日常的に使用しているものであり、移転することによる影響が大きい施設と考えられます。今後も引き続き、移転に関する方策を検討するとともに、移転先等が具体化するまでは維持補修的な軽微な修繕等を容認し現状を維持することとします。

・トイレや水飲み場、休憩所などの便益施設については、今後、公園全体の配置を見直し、移転や増設を検討します。

(4) 神社

眞田神社の前身である松平神社は、明治 12 年以降本丸下の段に鎮座し、本丸を公園に転換する主導的な役割を果たすとともに、本丸一帯を管理し良好な環境を維持しました。その後、公園となった区域を上田市に寄付したことにより、二の丸を含めて市が公園を整備する契機を作りました。廃城となった城郭が数多いなかで、こうした一連の経過は土地の寄付者である丸山平八郎直義らの功績と合

わせて上田城跡の近代以降の歴史を考える上で最も特徴的な史実です。これまで眞田神社とは移転対象施設の取り扱いにおいて認識の行き違いがありましたが、保存管理や整備事業において神社活動に制限を設けることはありません。

眞田神社の参詣者は櫓や博物館の見学者となる場合も多く、建造物の少ない上田城跡の現状において集客のうえで眞田神社が果たしている役割を見過ごせません。今後の整備については史実に忠実な整備を進めるという観点を基本としますが、双方の立場を尊重し連携しながら課題解決を図ることが最重要と考えます。文化財保護の視点からは将来的な移転等についても課題の一つと認識しますが、現実的にはこれまでに眞田神社が上田城跡の保存に対して果たしてきた歴史的役割を評価し、また、現在も集客上大きな役割を果たしていることを考慮し、城郭の本質的価値と眞田神社との共存・調和を図ることが適切であると考えます。

上田招魂社は戊辰（北越）戦没者の御霊を祀ったのが設立の契機であり、当初は三の丸の藩庁（藩主屋形）表門前の広場北側に鎮座しました。次いで二の丸・三十間堀の北側に遷座し、明治 14 年に本丸上の台に移され、現在の二の丸に遷座しました。現在は先の大戦で犠牲になった多くの人の御霊も祀られています。招魂社の管理は遺族会が行っていますが、戦後 70 年余が経過し、遺族会会員は高齢化し、社殿等の維持管理が困難になりつつあることも事実のようです。境内地の一部公有化等については要望に沿って遺族会と協議を進めるとともに、これまでの歴史を踏まえ史跡外移転についても課題として認識しつつ、現状を維持していくことが適切であると考えます。

第 5 節 現状変更の取扱いの方針及び基準

1　現状変更等の取扱い方針

第 2 節で示したとおり、史跡上田城跡には城郭構造を表す「本質的価値を構成する諸要素」と「近代の公園等形成に関する諸要素」「現代の公園利用に関する諸要素」が存在します。このうち、「本質的価値を構成する諸要素」と一部の「近代の公園等形成に関する諸要素」については、これらを将来にわたって保存していくために保存管理の方法を定めるとともに、史跡内で想定される現状変更等の行為に対してその取り扱い基準を定めました。

その方針としては、史跡の復元整備事業に関する行為を除き、本質的価値や地形、景観を損なう行為についての現状変更は認められないことを原則としました。また、一部の「近代の公園等形成に関する諸要素」については個別に取り扱い基準を定めました。

なお、史跡指定地とその周辺は都市計画法、都市公園法、農地法などの規制を受ける区域でもあるため、関係法令との調整を図りながら適切な事務処理をすることが必要です。また、所有権や財産権にも配慮し、関係者との調整を図ることも必要です。

2　現状変更等の許可が必要な行為

史跡内において現状変更等の許可申請の対象となる行為、または史跡において現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化財保護法（以下、法）第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、法第 168 条の規定に基づき、国の機関による現状変更等の場合は文化庁長官の同意を求める必要があります。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令（以下、令）第 5 条第 4 項の規定に基づき、上田市

教育委員会が許可事務を行うことになっています。

史跡上田城跡において想定される現状変更等の許可が必要な行為には次のようなものがあります。

ア　建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除去

イ　工作物の設置、撤去、改修

ウ　公園管理に伴う修繕等の行為

エ　土地の掘削、切土盛土等による土地の形状の変更

オ　木竹等の伐採、移植、植栽

カ　発掘調査等の土地の掘削を伴う調査及び史跡の保存整備

キ　地中に埋設された水道管等の設置、撤去

ク　その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

3　現状変更等の許可が不要な行為

法第 125 条に規定する現状変更等の制限については、史跡内において以下のア～ウの行為を実施する場合には許可は不要とされています

(1) 維持の措置

ア　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の現状に復するとき

イ　史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大の防止するための応急の措置をするとき

ウ　史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧があきらかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

(2) 非常災害のために必要な応急措置

ア　石垣、土塁、尼ヶ淵崖面等が崩壊したとき

イ　樹木が倒壊したとき

ウ　上水道管が破損し、多量の出水を生じているとき

(3) 公園の維持管理

ア　植生の日常的な手入れ（枯損木、倒木処理、剪定、添え木の設置、病害虫防除、草刈りなど）

イ　街灯、防火水槽ポンプ、消火栓などの機器の清掃・保守点検

ウ　園路等の簡易な補修

エ　工作物の塗装の塗り替え（同系統色とする）

オ　堀、水路の清掃

(4) 現在実施されている農業行為

ア　指定以前から土地の所有権を有し、地下遺構面をき損することがない方法で、現在の作物ないし同種の作物の栽培を行う場合

4　上田市教育委員会による現状変更の許可が必要な行為

2 に示した法 125 条による現状変更が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、令第 5 条第 4 項に基づき、現状変更の許可及びその取消し並びに停止命令を上田市教育委員会が行います。

(1) 小規模建築物で 3 か月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却（ただし、

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
(2) 工作物の設置、改修もしくは除却（ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
(3) 道路の舗装もしくは修繕（ただし、土地の掘削、盛土、切土、道路幅員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る）
(4) 史跡の管理に必要な施設の管理、改修または除去
(5) 埋設されている電線、ガス管、上下水道管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないもの）
(6) 史跡の保存活用に影響を及ぼす木竹の伐採

5　現状変更の許可基準（第 10 表）

保存管理の方法に基づき、4 に示した現状変更の内容ごとに下記のとおり取扱い基準を定めます。

史跡内には公益上必要な施設等が存在し、都市公園としても市民に親しまれているため、これらの機能の維持にも配慮しつつ、遺構の破壊や景観の保全に影響がないよう、史跡の本質的価値の保存を前提に、現状変更の許可事務を取り扱うこととします。

(1) 公園施設・便益施設の改修、新設など

史跡の活用に資する施設を改修する場合は遺構に影響がないことを前提とし、史跡の価値及び景観の保全に影響を及ぼさない場合は認めるものとします。新設の場合は遺構の保存状況や施設の必要性を踏まえて判断することとします。

(2) 建築物の新築、増築、改築、移転または除去

建築物の新築は史跡整備を目的とした復元建築物を除いて原則として認めません。ただし、史跡外の場所では設置の意義を失うような必要不可欠な建築物の場合はこの限りではありません。建築物の除去は遺構に影響がないことを前提として認めるものとします。

(3) 工作物・土木構造物の設置、改修

防犯・防災を目的として史跡内の土地、建造物、施設を管理する際に必要な工作物、土木構造物の改修にあたっては遺構に影響がないことを前提として認めるものとします。また、新規に公共的な上水道管等を埋設する場合は、試掘調査や工事立会いを実施し、地下遺構に影響のない範囲であることを確認した上で認めるものとします。

(4) 地形の変更

保存整備事業に伴う地形の変更を除き、土塁の削平や堀の埋め立てなど地形の大きな変更を伴う行為は原則として認めないこととします。

(5) 木竹の伐採・植樹

櫓、石垣、堀などの重要な遺構周辺での新たな植樹は法面保護や植生復元のための低木などを除いて原則として認めないこととします。

(6) 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとします。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、方法などを十分検討した上で行う場合のみ認めることとします。

6　公有化の方針

現在、史跡指定地の 87.2％が市有地となっており、残りの土地は神社境内と民有地となっています。

第 10 表　現状変更の許可基準

<table>
<tr><td rowspan="2">』</td><td colspan="2" rowspan="2">種 別 等</td><td rowspan="2">内容</td><td colspan="2">史跡指定地</td><td>追加指定検討地</td><td>未指定地</td></tr>
<tr><td>本丸地区</td><td>二の丸Ａ地区</td><td>二の丸Ｂ地区</td><td>三の丸地区</td></tr>
<tr><td colspan="3">現状変更の取扱方針</td><td colspan="3">史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。</td><td rowspan="8">追加指定検討地については、市役所関係部局や地域住民との調整を図りながら、Ａ地区に準じて協力を求める。
追加指定後にはＡ地区に準じた取扱基準を適用する。</td><td rowspan="8">文化財保護法第93条・94条に基づく埋蔵文化財包蔵地（上田城跡）として扱う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">！</td><td rowspan="2">公園施設
便益施設</td><td rowspan="2">園路・水路・トイレ・水呑場、外灯・遊具など</td><td>新築</td><td colspan="2">史跡の保存・管理・活用及び防災等の観点から必要と判断されるものは認める。</td></tr>
<tr><td>増築
改築
移転</td><td colspan="2">史跡の保存・管理・活用及び防災等の観点から必要と判断されるものは認める。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">”</td><td rowspan="2">建築物</td><td rowspan="2">家屋、テニスコート、プールなど</td><td>新築</td><td colspan="2">原則として認めない。ただし、保存管理・整備活用に資するものについては、遺構の保護及び景観への配慮を前提に可。</td></tr>
<tr><td>増築
改築</td><td colspan="2">保存管理・整備活用に資するものについては、遺構の保護及び景観への配慮を前提に可。撤去及び宗教活動に必要な場合は遺構の保護及び景観への配慮を前提に既存建造物の範囲内で可。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">#</td><td rowspan="2">工作物</td><td rowspan="2">道路、橋梁、ガス、 電線、上下水道、水路、その他の工作物等</td><td>新築</td><td colspan="2">原則として認めない。ただし、保存管理・整備活用に資するものについては、遺構の保護及び景観への配慮を前提に可。</td></tr>
<tr><td>増築
改築
改良
維持
管理</td><td colspan="2">保存管理・整備活用に資するものについては、遺構の保護及び景観への配慮を前提に可。撤去及び宗教活動に必要な場合は遺構の保護及び景観への配慮を前提に既存工作物の範囲内で可。</td></tr>
<tr><td>$</td><td>地形変更</td><td>土砂採取、掘削、削平、埋立、盛土、その他の地形改変等</td><td>改変</td><td colspan="2">原則として認めない。ただし、包含層に達しない軽微な変更及び発掘調査、整備活用、防災上必要な場合はこの限りではない。</td></tr>
<tr><td>%</td><td>植　栽</td><td>新規植栽、枯死木、老木等の伐採、剪定</td><td>植栽
伐採
剪定</td><td colspan="2">伐採、剪定、樹種転換、外来樹種の撤去等の場合は、地下遺構に影響のない範囲で可。</td></tr>
</table>

第 11 表　史跡周辺地域の環境を構成する要素

史跡周辺地域（二の丸・三の丸）の環境を構成する要素	本質的価値	城郭遺構	藩主居館跡（表門、土塀、土塁、濠、土蔵）、
			中屋敷（作事場）跡、大手門跡、藩校跡、大手通り、武家屋敷、
			小泉曲輪、百間堀、捨堀
		関連遺跡	寺社（芳泉寺（常福寺）、海禅寺、大輪寺、金昌寺、本陽寺、願行寺、
			日輪寺、宗叶寺、妙光寺、八幡社、科野大宮社
			寒松院の墓（大輪寺）、大蓮院（小松姫）の墓（芳泉寺）、
			仙石家霊廟（芳泉寺）、仙石家墓所（本陽寺）、
		立地環境	上田泥流層崖面、
		移築施設	作事場の門（房山）、時の鐘（二の丸）、米蔵（川原柳）、
			藩主居館の門（本陽寺）
		活用施設	文化財表示板等
	本質的価値以外の価値	廃城後（近代）の利用に関する諸要素	上田温泉電軌⑭東北線軌道敷跡、公会堂下（公園前）駅舎跡、
			北大手駅跡地
			市営陸上競技場、市営野球場、
			旧上田市立図書館、小県上田教育会館、
		現代の利用に関する諸要素	市役所関連施設、商工会議所、小・中・高等学校、都市計画道路、
			公園施設（公園管理事務所、上田城跡駐車場、芝生広場）、
			市民体育館、市営西テニスコート、ボクシング場、
			体育施設駐車場、勤労青少年ホーム及び駐車場、市営プール、
			建築物（店舗、商業施設、銀行、病院、駐車場、一般住宅、
			集合住宅、公園等） など

管理団体である上田市は、現状変更の制限により、他の地権者が損失を受ける場合や整備のために、指定地内の土地の公有化（買上げ）を行います。ただし、これらの土地においては、現在も神社の活動、畑の耕作が行われていることから、条件が整い次第、公有化するものとします。

第 6 節 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全

現在の史跡範囲は本丸全域と二の丸の一部となっており、百間堀、小泉曲輪、尼ヶ淵等の遺構は指定地に含まれていません。また、三の丸、城下町、周辺地域にも史跡の本質的価値を構成する要素として位置づけられる藩主居館跡、武家屋敷、墓所、寺社等が数多く分布しています（第 11 表）。これらは国史跡の指定はされていないものの上田城の城郭構造を現在に伝える良好な遺構であり、指定地と同等あるいはこれに準じた保護を図る必要があります。

百間堀跡、小泉曲輪、尼ヶ淵等については地権者の理解と協力を得ながら、追加指定を検討して後世に伝えていくものとします。ただし、公有地化については、それぞれの箇所で追加指定が具体化した時点で改めて検討を行うものとします。

三の丸や城下町には、藩主居館跡（現：長野県上田高等学校)、中屋敷（作事場）跡（現：市立清明小学校)、上田藩校明倫堂跡（現：市立第二中学校）が学校敷地として利用されており、藩主居館跡には表門、土塀、濠（堀)、土塁が保存されているほか、中屋敷跡にも堀の一部が残っており、武家屋敷が丸堀や木町等に数軒残っています。また、大手門があった付近では、櫓台等は撤去されていますが、枡形や三の丸堀の地下遺構が残っています。これらのほか、科野大宮社には二の丸から移された松平氏ゆかりの社があり、歴代城主及び近親者の墓所等が芳泉寺、大輪寺、本陽寺等に所在します。これらについては市指定文化財とすることや、所有者の理解と協力を得ることで保存活用の対応を行うものとします。

第７節　整備・活用の基本方針と方法

上田市はこれまで、平成２年度に策定した整備基本計画に基づき、歴史的建造物の復元や史跡景観の維持等の整備事業を進めてきました。今後もこの基本方針に則って整備を進めていきますが、社会や史跡そのものに対する考え方の変化等もあり、保存管理計画の策定に合わせ、整備基本計画を改訂しました（第４章)。今回の改訂では、次のような基本方針に基づき、取り組みました。

１　上田城跡の本質的価値の保存を最優先にした整備・活用

整備・活用にあたっては、史跡の本質的価値である櫓、石垣、地下遺構等が将来にわたって適切に保存されることを前提とします。

(1) 事前に発掘調査等を行い、その成果に基づいて保存整備事業を実施します。
(2) 本質的価値以外の要素についても、その価値を十分に配慮し、活用を図ります。
(3) 植栽樹木による地下遺構の破壊に細心の注意を払います。
(4) 自然災害による被害を最小限に抑えるための対策を実施します。

２　本質的価値の顕在化のための整備

櫓や石垣、土塁、堀等の城郭構造を体感することが可能な整備を実施します。なお、史跡の指定外ですが、将来的に百間堀、広堀、尼ヶ淵は水堀の復元を検討します。

(1) 櫓や石垣、土塁、堀等が常に明瞭な状態で見学できるよう維持管理を行います。
(2) 本丸の櫓や二の丸虎口周辺等の復元整備を行います。
(3) 三十間堀は水の手として重要な遺構であるため、水を用いた復元整備を検討します。
(4) ガイダンスや遺構説明用の表示板等の充実を図ります。

３　市民や観光客に親しまれる上田城跡の整備

史跡として城郭構造を体感できるゾーンと、都市公園として憩いの場となるゾーンを設け、上田城跡公園が担ってきた多種多様な役割を維持できるような整備をします。

(1) 本丸と二の丸東虎口周辺は、史実に忠実な整備を原則とした城郭体感ゾーンとして整備します。
(2) 二の丸北虎口、西虎口周辺は、都市公園として市民や観光客の憩いの場として整備します。特に本丸堀周辺については現状の桜の維持・延命を図ります。他の二の丸域については、史跡の景観維持に配慮しながら、桜の植栽が可能であるか検討します。
(3) 体育施設については移転先が決定するまでは現状を維持します。ただし、維持管理上の軽微な補修は認めるものとします。

〈写真図版 13〉史跡指定範囲外に所在する遺構

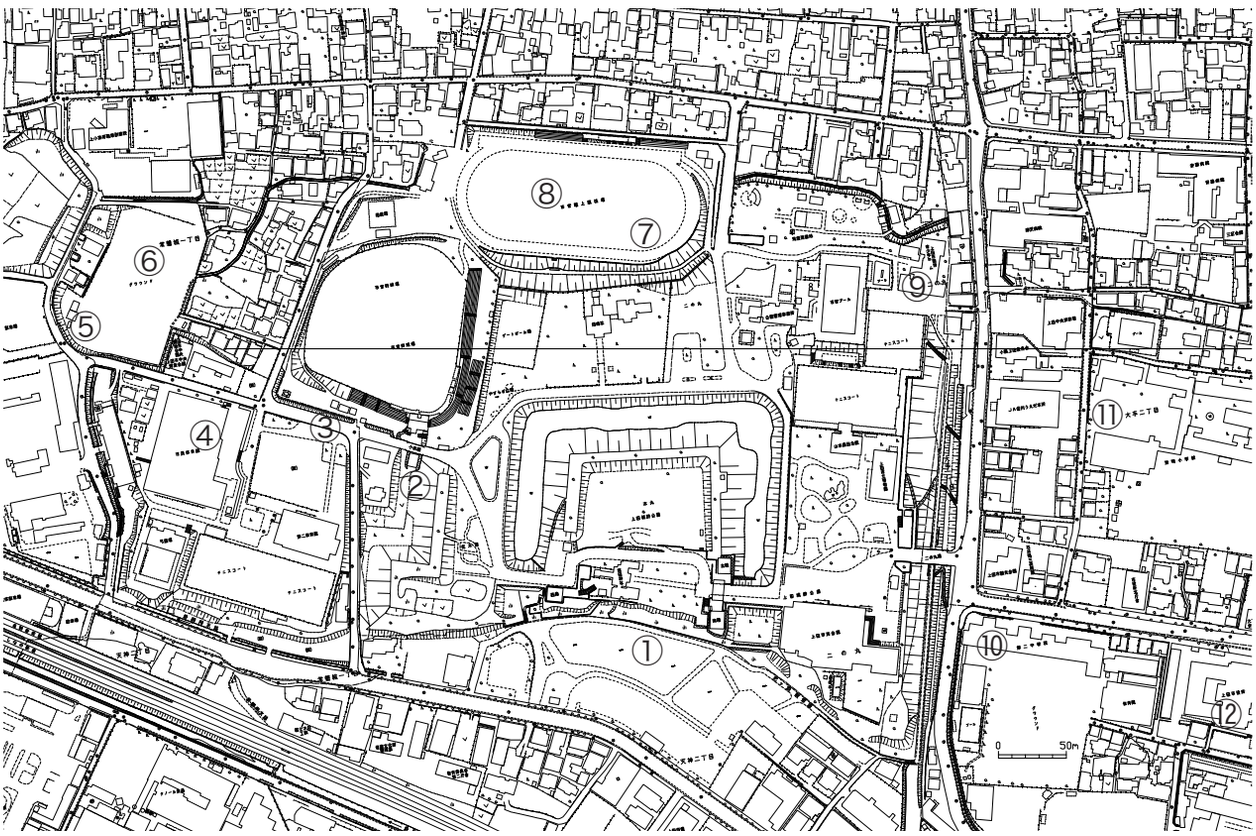

① 尼ヶ淵

② 二の丸堀（西側）

③ 土塁

④ 小泉曲輪

⑤ 捨堀の法面

⑥ 捨堀

⑦ 百間堀の法面

⑧ 百間堀

⑨ 樹木屋敷の名称が残る区域

⑩ 藩校明輪堂跡

⑪ 中屋敷（作事場）跡

⑫ 藩主居館跡

(4) 園路については史跡景観に配慮して舗装を実施します。その際にはバリアフリーに配慮します。
(5) トイレや休憩施設等の便益施設を適切に配置します。

4　地域住民と連携した整備・活用

整備計画等の立案に際しては、上田中央地域協議会や上田・城下町活性会等関係機関の意見聴取を行います。また、市内文化団体等の主催による上田城跡能や和太鼓演奏等のイベント開催や上田真田まつり等での活用促進を図ります。

ガイド、シャッターマン等のボランティア養成については、引き続き市民の協力を得て実施します。これについては観光部局との緊密な連携のうえで行うものとします。

その他今後の課題としては、史跡内の植生を維持するため、外来植物の駆除などでボランティアの協力が必要となります。また、近世から城内にあるムクロジ等の樹木は老木となっており、枯死の恐れがあります。近世に意図的に植えた樹木は、城郭構造の一部と認められるものであり、枯死を見越して地元の学校や研究機関と連携した種子や実生による苗木の育成の実施等が考えられます。

第８節 保存管理及び整備活用の体制

１　管理に係る緊密な連携体制の確立

上田市は史跡上田城跡の管理団体に指定されており、文化庁、長野県教育委員会の指導･助言のもと、史跡の保存管理に関する事務は教育委員会文化振興課が担当しています。一方、上田城跡公園の維持管理については都市建設部公園緑地課が担当しており、石垣の修復や尼ヶ淵崖面の崩落防止工事等の整備を連携して行っています。なお、史跡内に所在する施設の管理については、上記部局以外に市民会館、市立博物館・山本鼎記念館、体育課が担当しています。また、史跡内には神社地や民有地があり、それぞれの土地所有者が宗教活動や耕作等を行っています。こうした関係機関同士が史跡の保存管理及び整備活用において緊密な連携を相互にとることができる体制を構築します。

(1) 土地所有者は適切な管理を行い、行政関係部局は所有者等と充分な連絡調整を行います。
(2) 史跡公園と都市公園という複合的な性格をもつ公園であるため、行政内部では文化財保護部局と公園管理部局が常に連携して保存管理及び整備活用にあたります。

２　整備活用を推進するための調査研究体制の充実

史跡の本質的価値を損なうことなく、後世に継承していく上で有効な手段として、復元整備事業が挙げられます。特に櫓や石垣などの復元建造物は、城郭構造の顕在化を図ることができ、史跡の景観向上にもつながるものです。

平成２年度に策定した整備基本計画において、本丸隅櫓等の建造物や、公共施設移転後の二の丸の復元整備を計画しており、これまでに本丸東虎口櫓門や二の丸北虎口の復元を実施しました。ただし、その他の物件については復元の根拠史料となる古写真や史料に乏しく、いまだ実現していない状況です。そのため、今後の整備活用事業の推進のために調査研究体制の充実を図ります。

(1) 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会は整備活用計画の立案について指導的な立場を担います。
(2) 二の丸の未調査地における継続的な発掘調査を行うための体制を充実します。
(3) 復元の根拠史料となる古写真や絵図等の調査収集を行う体制を充実します。
(4) 市立博物館をはじめ市立上田図書館等の史料所蔵施設との連携した調査体制を構築します。